

令和4年度

税務課 事務報告

税 務 係

税務係

税務行政の原則は、税行政の円滑な運営及び公平・公正に適切な課税の実現を目指し、適正な収納による自主財源の確保に努めることである。税務事務の執行にあたっては、地方税法・山江村税条例などの関係法令に基づき、適正・公平に賦課・徴収することが重要である。村民から理解と信頼を得るとともに、親切・丁寧でわかりやすい説明を基本に広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどを活用し、村税に対する理解が得られるよう努めた。

滞納者に対しては、納税相談による納税計画の作成・誓約、定期的な臨戸訪問による納税催告、県との共同催告を行うとともに、熊本県及び人吉球磨市町村税務職員併任徴収の業務提携を行い、合同臨戸訪問により高額滞納者に対する納税意識の向上に努めた。

事務的には、職員の資質向上を図るため、著しく変動する経済情勢に即応した情報収集や地方税法を始め各種税法の専門知識の取得を目的として、熊本県県南広域本部主催による管内市町村職員研修（課税・収税部門）や併任徴収市町村間の研修会へ積極的に参加した。その他にも租税教育として、税の大切さや役割を理解してもらうため、税務課職員が村内小中学校に出向き、租税教室の講師を行い、“身近な公共のものは税金でまかなわれている”など、児童生徒への税に関する知識の向上を図った。

また、時期的に集中する煩雑な税業務については、税情報管理システムにより、効率的で的確な事務処理に努めた。

1. 村民税

【個人】

国は現下の社会・経済情勢等を踏まえ様々な政策を打ち出しているが、昨年につき令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の長期化等も影響し、前年度と比較して調定額の上昇は見られるものの、個人所得の増加には繋がっていない状況である。

課税については各種所得の把握を行うために、各事業主等の協力を得ながら関係機関を通じて所得の調査や各種の資料収集を実施し、正確な数値の把握に努めた。また、農業所得の把握については、農林産物の売上調査を行い、収支計算方式による納税申告を実施した。

確定申告では、事務効率のため電算処理を行い、住民へのe-Taxでの申告の推進、事務の効率化と正確性を実現し、適正な申告事務を行った。また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策として、白色事業所得者への収支内訳書の送付、事前申告の実施を行い、会場については感染予防対策を徹底したうえで役場2階大会議室の1か所で行った。

(1) 個人住民税税率

税率については、平成26年度から令和5年度までの10年間、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、村民税・県民税それぞれ500円の上乗せが法律で定められている。

平成26年度以降		
	均等割	所得割
村民税	3,500 円	6 %

県民税	2,000 円	4 %
計	5,500 円	10 %

(2) 個人村民税の収納状況

(単位：円・%) () 内は前年度

項目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	97,247,880 (85,823,100)	96,574,616 (85,434,441)	0 (0)	673,264 (388,659)	99.3 (99.5)
滞納繰越分	2,012,248 (2,376,471)	515,769 (752,264)	0 (0)	1,496,479 (1,624,207)	25.6 (31.6)
合計	99,260,128 (88,199,571)	97,090,385 (86,186,705)	0 (0)	2,169,743 (2,012,866)	97.8 (97.7)

【法人】

法人住民税については、昨年比で約230万円の減収となった。資材高騰の影響が大きく、特に建設業・製造業が対前年増減額の約96%を占めた。(全45事業所)

(1) 法人住民税税率

・均等割

法人等の資本金等の額の区分	村内従業者数	税 額
1千万円以下のもの	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円を超え、1億円以下のもの	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え、10億円以下のもの	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え、50億円以下のもの	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超えるもの	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

・法人税割

資本金等の額	課税標準額	令和元年10月以降
1億円未満の法人	年500万円未満	6.0%

(2) 法人住民税収納状況

(単位：円・%) () 内は前年度

項目	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
現年課税分	9,435,600 (11,593,800)	9,435,600 (11,593,800)	0 (0)	100.0 (100.0)
滞納繰越分	0 (189,500)	0 (189,500)	0 (0)	0 (100.0)

合計	9,435,600 (11,783,300)	9,435,600 (11,783,300)	0 (0)	100.0 (100.0)
----	---------------------------	---------------------------	----------	------------------

2. 固定資産税

固定資産税では、普遍的に所在する土地、家屋、償却資産に対して自治体のサービスに資するために応益的に課税するものであり、固定資産それぞれの評価額に応じて適正に賦課徴収を行った。

税徴収の面では滞納整理の成果により収入未済額は減少傾向が続いており、ここ5年間で収入未済額は3分の2に縮減した。

課税台帳の整備については、登記関係の異動処理と土地共有者の調査・システム登録等の整備を行った。また、課税明細書の通知により納税者の理解と納税意識の高揚に努めた。

家屋評価については、建築様式や材質が多様化し、専門的な知識が要求されるため、評価の整合性確保の観点から家屋評価業務委託を行っている。

(1) 家屋評価件数

() 内は前年度

用途区分	新築・増築	件数
専用住宅用建物（木造）	新築	12 (7)
専用住宅用建物（木造）	増築	2 (1)
附属屋用建物（木造）	新築	0 (3)
倉庫（木造）	新築	1 (0)
倉庫（軽量鉄骨造）	新築	0 (1)
事務所用建物（木造）	新築	1 (1)
事務所用建物（鉄骨造）	新築	0 (1)
物置（木造）	新築	1 (0)
車庫（鉄骨造）	新築	1 (0)
集塵庫（木造）	新築	1 (0)
合 計		19(14)

● 固定資産税＝課税標準額×1.4%（税率）

● 免税点：土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円

(2) 固定資産税の収納状況

(単位：円・%) () 内は前年度

項目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	93,719,200 (91,854,600)	93,399,274 (91,479,771)	0 (0)	319,926 (374,829)	99.6 (99.5)
滞納繰越分	5,403,423 (5,659,670)	677,705 (590,224)	37,300 (40,852)	4,688,418 (5,028,594)	12.5 (10.4)
計	99,122,623 (97,514,270)	94,076,979 (92,069,995)	37,300 (40,852)	5,008,344 (5,403,423)	94.9 (94.4)

(3) 固定資産評価員

役職名	氏名	就任年月日
委員	迫田 教文	令和4年7月1日

(4) 地籍の管理

地籍調査について本村の地籍調査事業は、昭和56年に着手して既に40年を経過し、総面積121.19km²のうち国有林及び土地改良事業区域を除外した107.09km²が調査対象面積であり、平成19年度に現地調査が完了した。

調査後の認証手続、法務局の公図、登記簿の書き換えがすべて完了したため、平成24年度評価替えに併せて、地籍調査後の新面積により課税している。

また、字図の更新については毎年、分合筆等による変動があった分について修正を行っている。

3. 軽自動車税

軽自動車税は、原付第一種および軽四輪乗用（旧税率）の廃車台数の増加により、前年度より登録台数は14台の減となったが、調定額については、軽四輪貨物・乗用（新税率）の増加により、前年度より118,700円の増となった。また、昨年度に引き続き現年度分については収納率100%を達成した。

(1) 軽自動車税の収納状況

(単位：円・%)

() 内は前年度

項目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	14,297,100 (14,178,400)	14,297,100 (14,178,400)	0 (0)	0 (0)	100.0 (100.0)
滞納繰越分	0 (73,240)	0 (73,240)	0 (0)	0 (0)	100.0 (100.0)
計	14,297,100 (14,251,640)	14,297,100 (14,251,640)	0 (0)	0 (0)	100.0 (100.0)

(2) 軽自動車の調定状況【非課税・減免含む】

(単位：台・円)

種別	登録台数	年税額	種別	登録台数	年税額
原付第一種 (50cc)	157	2,000	四輪特殊 (自家)	3	4,000 ~ 6,000
原付第二種 (90cc)	17	2,000	四輪乗用 (自家)	968	5,400 ~ 12,900
原付第二種 (125cc)	20	2,400	農耕作業用	213	2,400
原付ミニカー	4	3,700	小型特殊	10	5,900
軽二輪 (被牽引車)	1	2,400	小型二輪	49	6,000
軽二輪	57	3,600	合計 2,126 台		
四輪貨物 (自家)	627	3,800 ~ 6,000			

4. 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動との両立を図られ、withコロナに向けた新たな段階に移行されたことに伴い、人の移動が増加し、前年度より約160万円の増収となった。

安定した税収確保のため、“村内購入啓発マッチ”を製作し、村内たばこ取扱店をはじめ、庁舎や山江温泉ほたる等の村民の方が多く訪れる公共施設等に配布を行った。

(1) 市町村たばこ税収納内訳 (単位：円・本) ()内は前年度

会社種別	税 額	販売本数
日本たばこ産業(株)	8,742,559 (8,747,287)	1,334,335 (1,389,163)
TSネットワーク(株)	11,737,360 (10,067,195)	1,791,417 (1,595,489)
手持品課税分	0 (51,003)	0 (118,612)
合 計	20,479,919 (18,865,485)	3,125,752 (3,103,264)

5. 入湯税

入湯税は、平成15年度より山江温泉「ほたる」の宿泊客から大人1人150円を課税徴収している。徐々に感染対策と社会経済活動との両立により、昨年度より93,300円の増収となった。

また、目的税である入湯税について、令和2年度から山江温泉ほたるの宿泊棟に用途周知プレートを設置し、宿泊客への浸透を図っている。

(1) 入湯税収納内訳 (単位：円・%・人) ()内は前年度

項 目	調定額	収入済額	収納率	利用客
現年課税分	703,950 (610,650)	703,950 (610,650)	100 (100)	4,693 (4,071)

6. 国民健康保険税

平成30年度より国保財政運営の責任主体が県へ移行したことに伴い、県への納付金及び標準税率の提示に基づいて、毎年税率を見直すこととなった。本年度は、医療分および支援分それぞれの1世帯当たりにかかる平等割の引き下げを行い、介護分については据え置きとしている。また、被保険者を取り巻く社会情勢等を鑑み、国の財政支援（災害臨時特例交付金、特別調整交付金）を受けて、昨年度に引き続き減免制度を設け、適正な課税事務に努めた。

(1) 非自発的失業者に係る減免（平成22年4月から適用）

非自発的失業（倒産・解雇などによる離職や雇止などによる離職）の被保険者について、給与所得を100分の30に減額して保険税を計算し減免をおこなった。

- ・軽減期間：取得日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで
- ・減免件数及び減免額：1件 40,500円（令和3年度 3件 116,684円）

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る減免

新型コロナウイルス感染症による死亡、重篤な傷病、または影響により一定程度収入が減少した世帯に対し、所得に応じて減免を行う制度。

- ・減免件数：0件

(3) 未就学児に係る均等割額の減免

令和4年度の制度改正により、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置が導入された。当該未就学児に係る均等割額を5割軽減する制度。（5割は公費負担）

- ・軽減件数：15件 169,706円

(4) 国民健康保険税の税率及び課税限度額

医療分 (0歳～74歳)	所得割	8.00%	限度額：65万円
	均等割	19,000円	
	平等割	22,000円	
後期高齢者支援分 (0歳～74歳)	所得割	3.00%	限度額：20万円
	均等割	7,500円	
	平等割	6,000円	
介護分 (40歳～64歳)	所得割	2.20%	限度額：17万円
	均等割	7,100円	
	平等割	5,300円	

最高限度額 102万円

令和5年3月末現在

(単位：人・世帯) ()内は前年度

世帯数	被保険者数	軽減世帯				課税限度額世帯		
		7割軽減	5割軽減	2割軽減	計	医療分	後期分	介護分
441 (458)	669 (720)	209 (221)	75 (87)	42 (59)	326 (367)	2 (3)	3 (3)	2 (1)

(5) 国民健康保険税の収入状況

(単位：円・%) ()内は前年度

項目	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	医療分	35,918,000 (33,372,636)	34,448,165 (32,665,741)	0 (0)	1,469,835 (706,895)	95.9 (97.8)
	後期支援分	12,965,400 (12,579,575)	12,420,183 (12,310,134)	0 (0)	545,217 (269,441)	95.7 (97.8)
	介護分	3,934,900 (3,945,389)	3,636,952 (3,838,435)	0 (0)	297,948 (106,954)	92.4 (97.2)
計		52,818,300	50,505,300	0	2,313,000	95.6

		(49,897,600)	(48,814,310)	(0)	(1,083,290)	(97.8)
滞納繰越分	医療分	13,172,777 (14,418,163)	1,406,816 (1,322,513)	103,271 (629,768)	11,662,690 (12,465,882)	10.6 (9.1)
	後期支援分	3,387,173 (3,611,757)	357,241 (330,734)	29,537 (163,291)	3,000,395 (3,117,732)	10.5 (9.1)
	介護分	2,192,158 (2,456,384)	281,914 (239,547)	0 (131,633)	1,910,244 (2,085,204)	12.8 (9.7)
計		18,752,108 (20,486,304)	2,045,971 (1,892,794)	132,808 (924,692)	16,573,329 (17,668,818)	10.9 (9.2)
合計		71,570,408 (70,383,904)	52,551,271 (50,707,104)	132,808 (924,692)	18,886,329 (18,752,108)	73.4 (72.0)

7. 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入は、所得証明書等を始め、字図や地籍図等の交付申請及び閲覧、督促手数料などである。

諸証明手数料（円）	地籍手数料（円）	督促手数料（円）	合計（円）
212,100	357,200	70,400	639,700

8. 徴収及び滞納整理

日頃から新規の滞納者を発生させないために納付状況について逐一把握し、他の業務と兼務であるが、徴収担当を配置して臨戸催告を中心に滞納対策を重点的に推進している。また、徴収体制の強化を図るため、国税徴収法に基づき預金調査・給与差押え・国税還付金等の差押え等の滞納処分を実施した。

(1) 各種差押

項目	件数	差押金額（円）
国税還付金	1	22,314
給与	12	30,000
合計	13	52,314

悪質滞納者には厳しく催告を行い、法に基づいて搜索等を実施し、積極的に財産差し押さえに踏み切る必要がある。

(2) 不納欠損額 170,108 円（前年度：965,544 円）

税目	不納欠損額 （円）	対象者数	内 訳（時効消滅）					
			財産 処分	死亡	所在 不明	財産 調査	執行 停止	その他
村民税	0	0	—	—	—	—	—	—
固定資産税	37,300	4	—	3	—	—	1	—
軽自動車税	0	0	—	—	—	—	—	—

国民健康保険税	132,808	1	—	—	—	—	1	—
計	170,108	5	0	3	0	0	2	0

9. 租税教育

小中学校の児童・生徒に対して、社会公共事業に対する理解を深め、租税についての正しい知識を養うとともに、遵法の精神を培うことにより、将来のより良い村民を育成するために事業を行った。

(1) 税に関する作品（習字、作文、標語）の募集と表彰

人吉球磨地区租税教育推進協議会が「税に関する作品（習字、作文、標語）」を募集し、表彰を行っていることから、山江村でも山江村長賞を設け、併せて募集表彰を行った。

○応募作品（本村入賞者）

【中学生（作文の部）】

熊本県納税貯蓄組合連合会会長賞	山江中学校 2年	尾方 美和子 (おがた みわこ)
人吉税務署長賞	山江中学校 2年	入口 純南 (いりぐち じゅんな)
山江村長賞	山江中学校 2年	山下 遼真 (やました りょうま)

【中学生（標語の部）】

山江村長賞	山江中学校 2年	谷川 聖 (たにがわ ひじり)
-------	----------	--------------------

【小学生（習字の部）】

山江村長賞	山田小学校 1年	横山 遥音 (よこやま はのん)
-------	----------	---------------------

(2) 租税教室

村内小中学校へ出向き、税務課職員が講師となり租税についての教育を行った。

- ・令和4年11月24日 山田小学校6年生 28名
- ・令和4年6月16日 万江小学校6年生 10名
- ・令和4年9月7日 山江中学校全生徒 130名

(3) 人吉球磨地区租税教育推進協議会 租税教育実践校

令和4年度租税教育実践校：山江中学校

委嘱期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日

